

自動車税納税通知書広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、自動車税納税通知書広告掲載要領（以下「要領」という。）第12条の規定に基づき、広告主及び広告の範囲についての詳細を定めるものであり、自動車税納税通知書広告審査会は、この基準に従って広告掲載の可否の判断を行うものである。

2 広告主の範囲

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は広告主としない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において「風俗営業」と規定される業種及び風俗営業類似の業種に携わる者又は業者

イ 消費者金融業に携わる者又は業者

ウ 賭博性が認められる業種に携わる者又は業者

エ 社会問題を起こしている業種に携わる者又は業者

オ 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

キ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

ク 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ケ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

コ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

サ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

シ 県税を滞納している者

ス その他行政の品位を損なうおそれ又は県民に不利益を与えるおそれのある者又は業者で適当でないと県が認めるもの

(2) 事業活動のために結成された企業連合（以下「企業連合」という。）が広告主となる場合は、企業連合の構成員のいずれの者も前記(1)の各号に該当しないものであること。

3 広告の範囲

次の各号のいずれかに該当する広告は、要領第2条各号に該当するもの

として掲載しない。

- (1) 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するための広告
- (2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点より、次の表示（表現）を含む広告
 - ア 実際よりも、又は競争業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
 - イ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表現
- (3) 青少年保護の観点より、次の表示（表現）を含む広告
 - ア 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- (4) 利用目的の定めのない資金の借りに係る広告
- (5) その他、行政の通知する書類に掲載した場合、その書類の信用性と信頼性を損なうおそれのある表現